

議案第 14 号

守谷市消防団条例の一部を改正する条例

守谷市消防団条例（昭和 39 年守谷町条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「300 人」を「230 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第14号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、消防団の団員数が減少し、今後も定員数を満たす見込みはなく各種消防負担金の支払いが過多であることから、負担金の基礎数値となる消防団員の定員数を減らすことにより財政負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市消防団条例新旧対照表

改 正	現 行
(定員) 第4条 消防団員の定員は、<u>230人</u>とする。	(定員) 第4条 消防団員の定員は、<u>300人</u>とする。